

小田原市空き店舗等利活用促進事業に係る 「協力不動産会社」募集要領

小田原市では、事業者が出店する際の受け皿となる物件を増やし、魅力的な店舗が集積することで商店街への賑わいを取り戻すため、設備の老朽化等を理由に貸し出されていない空き店舗等の所有者に対し、店舗として貸し出すため必要となる改修費の一部を補助する事業を令和7年4月21日(月)から開始する予定です。

つきましては、本事業に御協力いただける不動産会社を次のとおり募集いたします。

1 協力不動産会社とは

本事業の趣旨を理解し、「2 協力不動産会社の役割」を担い、本市に登録された不動産会社のことをいいます。

※対象エリア内の物件を取り扱う不動産会社（個人事業主を含みます。）であれば、市外の会社でも御登録いただけます。

2 協力不動産会社の役割

- ・空き店舗等の所有者を把握し、利活用の勧奨をすること。
- ・空き店舗等の所有者及び出店希望者が、市に補助金の交付申請をする際の書類作成を支援すること。
- ・空き店舗等に関する情報（賃貸状況など）を市に提供すること。

3 登録方法

「協力不動産会社登録申込書」に必要事項を記入し、小田原市経済部商業振興課までメールで提出してください。

募集は随時受け付けますが、補助事業開始前に先行受付期間を設けます。先行受付期間中に申込みいただくと、本市が作成する協力不動産会社一覧に掲載され、市ホームページにて公開されます。先行受付期間以降に申込みいただいた場合も、一覧表へは随時追加していきます。

※令和5年度からは一度の登録で次年度以降も協力不動産会社として登録が継続されることと致しました。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

4 その他

- ・協力不動産会社の登録について費用はかかりません。
- ・協力不動産会社への市からの報酬等はありません。

【問い合わせ・申込書提出先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市 経済部 商業振興課 商業振興係

電話：0465-33-1511 Email：shogyo@city.odawara.kanagawa.jp

令和7年度「空き店舗等利活用促進事業費補助金」の概要

1 補助対象者等

対象者	対象経費	交付条件	補助率 (上限)
補助対象エリア 内にある空き店 舗・空き家・空き 事務所の所有者	店舗として貸し出すた め必要となる次の改修 費等 ①店舗部分と居住部分 との分離に関する工 事 ②既存設置物の処分費 (既存設置物を売っ て対価を得る場合は 対象外) ③内装工事、外装工 事、給排水工事及び 電気工事 ④市長が必要と認める 改修工事	①補助金交付申請前に改修工 事等に着手していないこ と。 ②改修工事等の完了後、来店 型の店舗として貸し出すこ と。 ③補助金活用後 10 年間は賃 貸物件として提供するこ と。 ④実績報告書提出までに出店 者の募集を開始すること。 ⑤市ホームページにおいて公 表することに同意するこ と。 など	対象経費の 2 / 3 (100 万円)
上記物件を賃借 して出店する者	開業を周知するため必 要となる広告宣伝費 ①チラシ作成 ②タウン紙等掲載 ③ホームページ開設 ④SNS 広告	①小田原市空き店舗等利活用 促進事業費補助金を活用し て改修された物件に出店す ること。 ②近隣の商店会等に参加する こと。 など	対象経費の 1 / 2 (10 万円)

2 件数

小田原駅周辺エリア 2 件 (先着順)

箱根板橋駅・南町周辺エリア 1 件 (先着順)

3 スケジュール

令和7年(2025年) 4月21日(月)

補助金交付申請の受付開始

12月 5日(金)

補助金交付申請の事前相談期間終了

4 補助対象エリア

(1) 対象エリア図：P3のとおり

5 事業の流れ

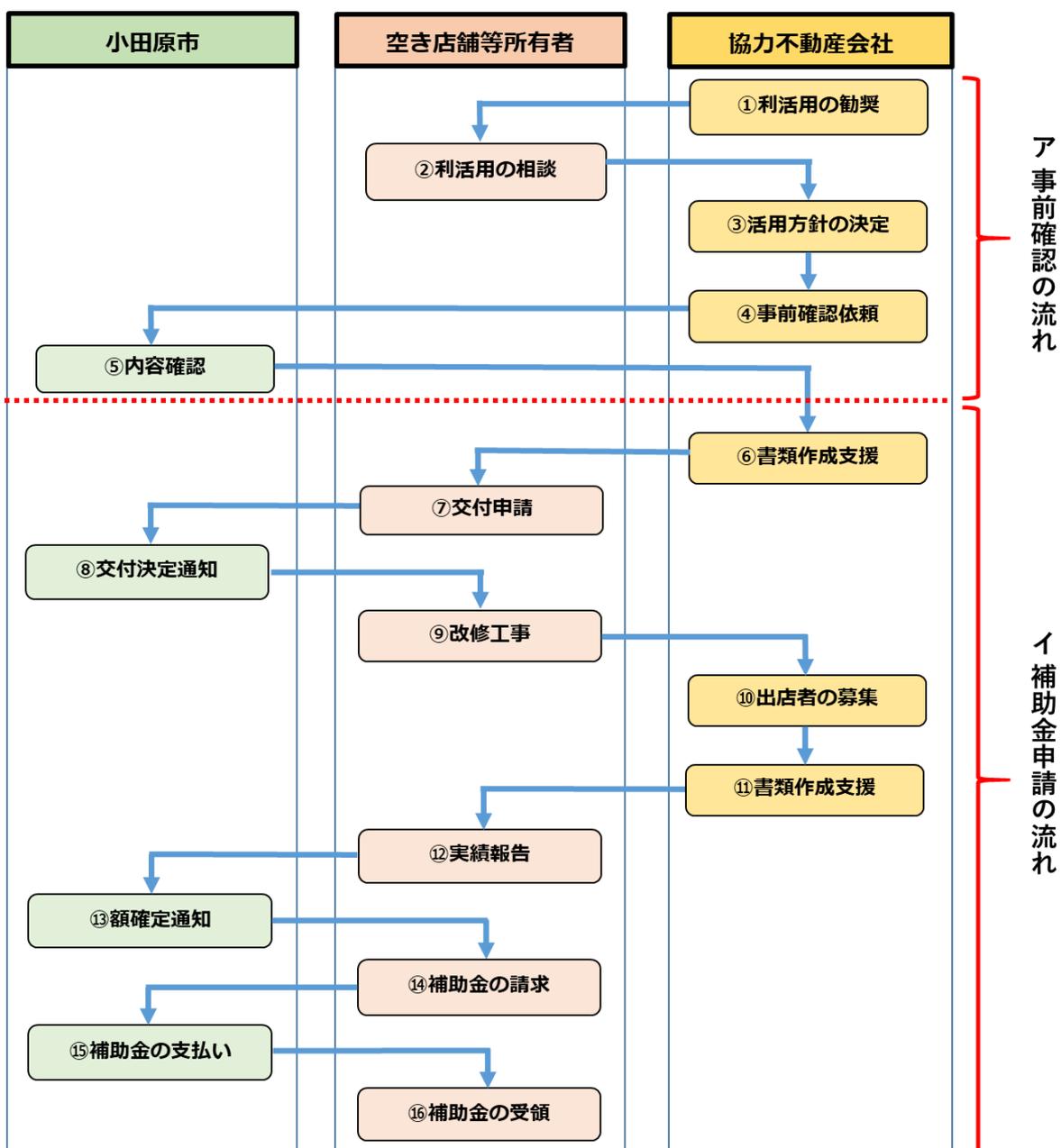
(1) 空き店舗等所有者向け補助金：P4のとおり

(2) 空き店舗出店者向け補助金：P5のとおり

補助対象エリア



(1) 所有者向け補助金



(2) 出店者向け補助金

